

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年1月18日（令和6年（行情）諮問第50号ないし同第53号）

答申日：令和6年11月22日（令和6年度（行情）答申第620号ないし同第623号）

事件名：「自衛隊かつ大貨物積付標準」のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「自衛隊かつ大貨物積付標準」のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「自衛隊かつ大貨物積付標準」のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「自衛隊かつ大貨物積付標準」のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる4文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書4」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる21文書（以下、順に「文書1」ないし「文書21」といい、第4及び第5において、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和5年3月10日付け防官文第4889号、同年10月11日付け同第21025号、同年5月18日付け同第10759号、同年10月11日付け同第21026号、同年7月31日付け同第16508号、同年10月11日付け同第21027号及び同第21028号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各開示決定及び各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分7」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 諮問第50号

ア 原処分1 関係

(ア) 電磁的記録についても特定を求める。

本件対象文書（第2においては、各原処分の対象である文書を指す。）に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

(イ) 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

平成24年度（行情）答申第365号及び同第367号が指摘するように、請求に係る行政文書のごく一部について決定し、実質的な判断を先送りすることは望ましくないので、サンプル的な決定を行うべきである。

(ウ) 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

イ 原処分2 関係

(ア) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(イ) 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

(ウ) 上記ア（ア）と同じ

(エ) 上記ア（ウ）と同じ

(2) 諮問第51号

ア 原処分3 関係

(ア) 上記（1）ア（ア）と同じ

(イ) 上記（1）ア（イ）と同じ

(ウ) 上記（1）ア（ウ）と同じ

イ 原処分4 関係

(ア) 上記(1)イ(ア)と同じ

(イ) 上記(1)イ(イ)と同じ

(ウ) 上記(1)ア(ア)と同じ

(エ) 上記(1)ア(ウ)と同じ

(3) 諮問第52号

ア 原処分5関係

(ア) 電磁的記録についても特定を求める。

電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

(イ) 上記(1)ア(イ)と同じ

(ウ) 上記(1)ア(ウ)と同じ

イ 原処分6関係

(ア) 上記(1)イ(ア)と同じ

(イ) 上記(1)イ(イ)と同じ

(ウ) 上記(1)ア(ア)と同じ

(エ) 上記(1)ア(ウ)と同じ

(4) 諮問第53号(原処分7関係)

ア 上記(1)イ(ア)と同じ

イ 上記(1)イ(イ)と同じ

ウ 上記(1)ア(ア)と同じ

エ 上記(1)ア(ウ)と同じ

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問第50号(原処分1及び原処分2関係)

(1) 経緯

原処分1及び原処分2に関する開示請求(以下「本件開示請求1」という。)は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として文書1ないし文書7を特定した。

本件開示請求1については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年3月10日付け防官文第4889号により、文書1ないし文書3について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分(原処分1)を行った後、同年10月11日付け防官文第21025号により、文書4ないし文書7について、法5条2号イに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分2)を行った。

諮問第50号の前提となる審査請求は、原処分1及び原処分2に対して提起されたものであり、それらの審査請求を併合し諮問する。

(2) 法5条該当性について

原処分2において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、文書4ないし文書7のうち、法5条2号イに該当する部分を不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「電磁的記録についても特定を求める」としているが、文書1ないし文書7は、紙媒体で管理されている行政文書であり、電磁的記録を保有していない。

イ 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」としているが、本件開示請求1に係る行政文書は、法5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法11条を適用することとし、その上で、本件開示請求1に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分1を行ったものである。

ウ 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらぬ。

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分2においては、文書4ないし文書7の法5条該当性を十分に検討した結果、上記(2)のとおり、当該文書の一部が同条2号イに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分2において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。

カ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1及び原処分2を維持することが妥当である。

2 諮問第51号（原処分3及び原処分4関係）

(1) 経緯

原処分3及び原処分4に関する開示請求（以下「本件開示請求2」という。）は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として文書8ないし文書12を特定した。

本件開示請求2については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年5月18日付け防官文第10759号により、文書8について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分3）を行った後、同年10月11日付け防官文第21026号により、文書9ないし文書12について、法5条2号イに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分4）を行った。

諮問第51号の前提となる審査請求は、原処分3及び原処分4に対して提起されたものであり、それらの審査請求を併合し諮問する。

(2) 法5条該当性について

原処分4において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、文書9ないし文書12のうち、法5条2号イに該当する部分を不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「電磁的記録についても特定を求める」としているが、文書8ないし文書12は、紙媒体で管理されている行政文書であり、電磁的記録を保有していない。

イ 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」としているが、本件開示請求2に係る行政文書は、法5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法11条を適用することとし、その上で、本件開示請求2に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分3を行ったものである。

ウ 上記1(3)ウと同じ

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分4においては、文書9ないし文書12の法5条該当性を十分に検討した結果、上記(2)のとおり、当該文書の一部が同条2号イに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分4において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。

カ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分3及び原処分4を維持することが妥当である。

3 諮問第52号（原処分5及び原処分6関係）

(1) 経緯

原処分5及び原処分6に関する開示請求（以下「本件開示請求3」という。）は、本件請求文書3の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として文書13ないし文書17を特定した。

本件開示請求3については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年7月31日付け防官文第16508号に

より、文書13について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分5）を行った後、同年10月11日付け防官文第21027号により、文書14ないし文書17について、法5条2号イに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分6）を行った。

諮問第52号の前提となる審査請求は、原処分5及び原処分6に対して提起されたものであり、それらの審査請求を併合し諮問する。

(2) 法5条該当性について

原処分6において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、文書14ないし文書17のうち、法5条2号イに該当する部分を不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「電磁的記録についても特定を求める」としているが、文書13ないし文書17は、紙媒体で管理されている行政文書であり、電磁的記録を保有していない。

イ 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」としているが、本件開示請求3に係る行政文書は、法5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法11条を適用することとし、その上で、本件開示請求3に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分5を行ったものである。

ウ 上記1(3)ウと同じ

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分6においては、文書14ないし文書17の法5条該当性を十分に検討した結果、上記(2)のとおり、当該文書の一部が同条2号イに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分6において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。

カ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分5及び原処分6を維持することが妥当である。

4 諮問第53号（原処分7関係）

(1) 経緯

原処分7に関する開示請求は、本件請求文書4の開示を求めるもので

あり，これに該当する行政文書として文書18ないし文書21を特定し，令和5年10月11日付け防官文第21028号により，法5条2号イに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分7）を行った。

諮問第53号の前提となる審査請求は，原処分7に対して提起されたものである。

(2) 法5条該当性について

原処分7において不開示とした部分及び不開示とした理由は，別表のとおりであり，文書18ないし文書21のうち，法5条2号イに該当する部分を不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は，「一部に対する不開示決定の取消し」として，支障が生じない部分について開示を求めるが，原処分7においては，文書18ないし文書21の法5条該当性を十分に検討した結果，上記(2)のとおり，当該文書の一部が同条2号イに該当することから当該部分を不開示としたものであり，その他の部分については開示している。

イ 審査請求人は，「不開示処分の対象部分の特定を求める」として，不開示箇所の具体的な特定を求めるが，原処分7において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており，当該通知書の記載に不備はない。

ウ 審査請求人は，「電磁的記録についても特定を求める」としているが，文書18ないし文書21は，紙媒体で管理されている行政文書であり，電磁的記録を保有していない。

エ 上記1(3)ウと同じ

オ 以上のことから，審査請求人の主張にはいずれも理由がなく，原処分7を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件各諮問事件について，以下のとおり，併合し，調査審議を行った。

- ① 令和6年1月18日 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第50号ないし同第53号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年2月9日 審議（同上）
- ④ 同年11月15日 令和6年（行情）諮問第50号ないし同第53号の併合並びに本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は，本件請求文書の開示を求めるものであるところ，処分

庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、その一部を法5条2号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の電磁的記録の特定及び不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件開示請求1の対象は、審査請求人が開示請求書に記載した「「自衛隊特大貨物積付標準」の最新版のうち防官文第24548号(2022.11.1-本本B1819)で残りの部分とされた全て。」について、当該文書に関連して担当部署が作成・取得した行政文書ファイル等につづられた文書の全てであると解した。

イ 本件開示請求2の対象は、審査請求人が開示請求書に記載した「「自衛隊特大貨物積付標準」の最新版のうち防官文第4889号(2023.1.10-本本B2360)で残りの部分とされた全て。」について、当該文書に関連して担当部署が作成・取得した行政文書ファイル等につづられた文書の全てであると解した。

ウ 本件開示請求3の対象は、審査請求人が開示請求書に記載した「「自衛隊特大貨物積付標準」の最新版のうち防官文第10759号(2023.3.22-本本B3286)で残りの部分とされた全て。」について、当該文書に関連して担当部署が作成・取得した行政文書ファイル等につづられた文書の全てであると解した。

エ 本件開示請求4の対象は、審査請求人が開示請求書に記載した「「自衛隊特大貨物積付標準」の最新版のうち防官文第16508号(2023.5.30-本本B413)で残りの部分とされた全て、及び当該文書の原本を綴っている行政文書ファイル等に綴られた他の文書の全て。」について、当該文書に関連して担当部署が作成・取得した行政文書ファイル等につづられた文書の全てであると解した。

オ 本件対象文書は、鉄道輸送に際し、「特大貨物」となる自衛隊装備品等(以下「装備品等」という。)の積付について、貨車積載後の形状及び積付材料の配列等を図示して積載方法の統一を図り、輸送の能否決定を容易にするとともに輸送を安全、迅速かつ経済的に行うことを目的に作成された文書であり、陸上幕僚監部装備計画部装備計画課において、保有していたものである。

カ 本件対象文書については、紙媒体で管理しているものであり、電磁

的記録では管理しておらず、保有していない。

キ 本件審査請求を受け、本件対象文書を保有していた陸上幕僚監部装備計画部装備計画課において、パソコン上の共有フォルダ内等の探索を行ったが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

(2) これを検討するに、諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、本件対象文書には手書きの書き込み等があることから、紙媒体の文書であると認められる。これを踏まえると、本件対象文書の電磁的記録を保有していない旨の諮問庁の上記(1)カの説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情もない。

また、諮問庁が説明する上記(1)キの探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

したがって、防衛省において本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書(電磁的記録)を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第3の1(2)、同第3の2(2)、同第3の3(2)及び同第3の4(2)のとおり(別表のとおり)説明するので、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。

(1) 当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

不開示部分は、装備品等の輸送において、特定鉄道事業者が保有している鉄道輸送に関するノウハウ及び技術に関する情報であり、これを公にすることにより、鉄道輸送に際し、装備品等の積付について、積載後の寸法、積載に使用する機材に関する情報、積載に際しての注意事項等が明らかとなることから、鉄道構造物の設計条件が推察可能となり、装備品等の輸送に関する当該鉄道事業者の技術等が流出するとともに、旅客列車や貨物列車の運行の妨害を企てる相手方による不当な働きかけや妨害行為を助長し、また、容易にするおそれがあるなど、当該鉄道事業者が行う事業活動に支障を及ぼすおそれがあり、事業者の権利、その他正当な利益を害するおそれがあるため不開示とした。

(2) 検討

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、不開示部分には、諮問庁の説明どおり、鉄道輸送に際し、装備品等の積付について、積載後の寸法、積載に使用する機材に関する情報、積載に際しての注意事項等に関する情報が記載されていると認められる。そうすると、当該不開示部分を公にすると、鉄道構造物の設計条件が推察可能となり、装備品等の輸送に関する当該事業者の技術等が流出するとともに、旅客列

車や貨物列車の運行の妨害を企てる相手方による不当な働きかけや妨害行為を助長し、また、容易にするおそれがあるなど、当該鉄道事業者が行う事業活動に支障を及ぼすおそれ等がある旨の上記（１）及び別表の「不開示とした理由」部分の諮問庁の説明を否定することはできない。

したがって、当該不開示部分は、法５条２号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

４ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

５ 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法５条２号イに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第１部会）

委員 合田悦三，委員 木村琢磨，委員 中村真由美

別紙

1 (本件請求文書)

(1) 本件請求文書1 (諮問第50号)

「自衛隊特大貨物積付標準」の最新版のうち防官文第24548号(2022.11.1一本本B1819)で残りの部分とされた全て。

(2) 本件請求文書2 (諮問第51号)

「自衛隊特大貨物積付標準」の最新版のうち防官文第4889号(2023.1.10一本本B2360)で残りの部分とされた全て。

(3) 本件請求文書3 (諮問第52号)

「自衛隊特大貨物積付標準」の最新版のうち防官文第10759号(2023.3.22一本本B3286)で残りの部分とされた全て。

(4) 本件請求文書4 (諮問第53号)

「自衛隊特大貨物積付標準」の最新版のうち防官文第16508号(2023.5.30一本本B413)で残りの部分とされた全て、及び当該文書の原本を綴っている行政文書ファイル等に綴られた他の文書の全て。

2 特定された文書

(1) 諮問第50号

ア 原処分1関係

文書1 自衛隊かつ大貨物積付標準(1) (1枚目及び2枚目)

文書2 自衛隊かつ大貨物積付標準(2) (1枚目及び2枚目)

文書3 自衛隊かつ大貨物積付標準(3) (1枚目及び2枚目)

イ 原処分2関係

文書4 自衛隊かつ大貨物積付標準(1) (1枚目及び2枚目を除く。)

文書5 自衛隊かつ大貨物積付標準(2) (1枚目及び2枚目を除く。)

文書6 自衛隊かつ大貨物積付標準(3) (1枚目及び2枚目を除く。)

文書7 自衛隊かつ大貨物積付標準(4) (1枚目及び2枚目を除く。)

(2) 諮問第51号

ア 原処分3関係

文書8 自衛隊かつ大貨物積付標準(1) (17枚目ないし21枚目)

イ 原処分4関係

文書9 自衛隊かつ大貨物積付標準(1) (1枚目, 2枚目及び17枚目ないし21枚目を除く。)

文書10 上記文書5と同じ。

文書11 上記文書6と同じ。

文書12 上記文書7と同じ。

(3) 諮問第52号

ア 原処分5関係

文書13 自衛隊かつ大貨物積付標準(1) (131枚目及び132枚目)

イ 原処分6関係

文書14 自衛隊かつ大貨物積付標準(1) (1枚目, 2枚目, 17枚目ないし21枚目, 131枚目及び132枚目を除く。)

文書15 上記文書5と同じ。

文書16 上記文書6と同じ。

文書17 上記文書7と同じ。

(4) 諮問第53号(原処分7関係)

文書18 上記文書14と同じ。

文書19 上記文書5と同じ。

文書20 上記文書6と同じ。

文書21 上記文書7と同じ。

別表（不開示とした部分及び理由）

文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
文書 4	1 枚目ないし 1 2 枚目, 1 4 枚目及び 2 0 枚目な いし 1 2 8 枚目のそれぞ れ一部	法人又は事業を営む個人の 当該事業に関する情報であ り, これを公にすることによ り, 当該法人等の権利, 競争 上の地位その他正当な利益を 害するおそれがあることか ら, 法 5 条 2 号イに該当する ため不開示とした。
文書 5	1 枚目ないし 5 7 枚目の それぞれ一部	
文書 6	1 枚目ないし 9 7 枚目及 び 9 9 枚目ないし 1 0 2 枚目のそれぞれ一部	
文書 7	1 枚目ないし 3 5 枚目の それぞれ一部	
文書 9	1 枚目ないし 1 2 枚目及 び 1 4 枚目ないし 1 2 3 枚目のそれぞれ一部	
文書 1 0	1 枚目ないし 5 7 枚目の それぞれ一部	
文書 1 1	1 枚目ないし 9 7 枚目及 び 9 9 枚目ないし 1 0 2 枚目のそれぞれ一部	
文書 1 2	1 枚目ないし 3 5 枚目の それぞれ一部	
文書 1 4	1 枚目ないし 1 2 枚目及 び 1 4 枚目ないし 1 2 3 枚目のそれぞれ一部	
文書 1 5	1 枚目ないし 5 7 枚目の それぞれ一部	
文書 1 6	1 枚目ないし 9 7 枚目及 び 9 9 枚目ないし 1 0 2 枚目のそれぞれ一部	
文書 1 7	1 枚目ないし 3 5 枚目の それぞれ一部	
文書 1 8	1 枚目ないし 1 2 枚目及 び 1 4 枚目ないし 1 2 3 枚目のそれぞれ一部	

文書 1 9	1 枚目ないし 5 7 枚目の それぞれ一部	
文書 2 0	1 枚目ないし 9 7 枚目及 び 9 9 枚目ないし 1 0 2 枚目のそれぞれ一部	
文書 2 1	1 枚目ないし 3 5 枚目の それぞれ一部	